

# ～令和6年度市民税・県民税申告書の書き方～

・市民税・県民税 申告書の提出期限は3月15日(金)です。

・郵送で申告する場合は、所得や所得控除については、内容が分かる書類を添付してください。

## 所得種類

所得の種類	内訳	
①営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業、外交員、大工などの事業から生じる所得です。	
②農業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する畜産業などの事業から生じる所得です。	
③不動産	土地や建物の賃貸などから生じる所得です。	
④利子	公社債や預金の利子、公社債投資信託の収益の分配などによる所得です。(注:一般的に、 <u>利子所得は源泉分離課税にあたるため、申告は不要です。</u> )	
⑤配当	株式の配当や、投資信託の収益の分配などによる所得です。なお、上場株式に係る配当(所得税15%、住民税5%が源泉徴収されたもの)につきましては、申告不要となっていますが、申告することもできます。申告する場合は、 <u>確定申告をしてください。</u>	
⑥給与	給料、賞与、賃金、俸給などの所得で、税金などを差し引く前の金額です。	
⑦雑	公的年金等	公的年金(国民年金・厚生年金・公務員の共済年金・恩給など)の所得です。裏面により、公的年金等の雑所得を算出します。(注: <u>遺族年金や障害年金は非課税所得のため、申告の必要はありません。</u> )
	業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達、シルバー人材センターからの配分金などの副収入による所得。なお、シルバー人材センターからの配分金は、家内労働者等の必要経費の特例が受けられます。
	その他	生命保険の個人年金、暗号資産取引など、他のいずれにも該当しない所得です。
⑧総合譲渡	土地・建物等以外の資産(ゴルフ会員券・貴金属等)の譲渡から生じる所得です。保有期間が5年以内の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。特別控除額の上限は50万円です。	
⑧一時	生命保険や損害保険の満期返戻金、懸賞当せん金、競輪・競馬の払戻金などのような、一時的な所得です。特別控除額の上限は50万円です。	
⑨合計	所得金額の合計額を記入してください。(前年中に全く所得がなかった方は、この合計欄に「0円」と記入してください。また裏面の中段にある「所得のない方」の欄も記入してください。)	

## 給与所得の計算

給与収入の合計	給与所得
0円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	(給与収入 - 550,000)円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(【給与収入 ÷ 4(千円未満の端数切捨)】 × 2.4 + 100,000)円
1,800,000円～3,599,999円	(【給与収入 ÷ 4(千円未満の端数切捨)】 × 2.8 - 80,000)円
3,600,000円～6,599,999円	(【給与収入 ÷ 4(千円未満の端数切捨)】 × 3.2 - 440,000)円
6,600,000円～8,499,999円	(給与収入 × 0.9 - 1,100,000)円
8,500,000円～	(給与収入 - 1,950,000)円

## 公的年金等の所得計算

昭和34年1月2日以後に生まれた方（65歳未満の方）

公的年金等の収入の合計[A]	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
600,001～1,299,999円	[A] - 600,000円	[A] - 500,000円	[A] - 400,000円
1,300,000～4,099,999円	[A] × 0.75 - 275,000円	[A] × 0.75 - 175,000円	[A] × 0.75 - 75,000円
4,100,000～7,699,999円	[A] × 0.85 - 685,000円	[A] × 0.85 - 585,000円	[A] × 0.85 - 485,000円
7,700,000～9,999,999円	[A] × 0.95 - 1,455,000円	[A] × 0.95 - 1,355,000円	[A] × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	[A] - 1,955,000円	[A] - 1,855,000円	[A] - 1,755,000円

昭和34年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）

公的年金等の収入の合計[A]	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
1,100,001～3,299,999円	[A] - 1,100,000円	[A] - 1,000,000円	[A] - 900,000円
3,300,000～4,099,999円	[A] × 0.75 - 275,000円	[A] × 0.75 - 175,000円	[A] × 0.75 - 75,000円
4,100,000～7,699,999円	[A] × 0.85 - 685,000円	[A] × 0.85 - 585,000円	[A] × 0.85 - 485,000円
7,700,000～9,999,999円	[A] × 0.95 - 1,455,000円	[A] × 0.95 - 1,355,000円	[A] × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	[A] - 1,955,000円	[A] - 1,855,000円	[A] - 1,755,000円

### (注) 所得金額調整控除

一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。所得金額調整控除には、次の(1)又は(2)のとおり、二種類の控除があります。

(1) あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額 ※①

※① 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。上限は15万円になります。

(2) あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 = 控除額 ※②

※②(1)の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

## 所得から差し引かれる金額欄

### ⑩ 雑損控除

あなたや生計を一にする配偶者及びその他の親族が、令和5年中に災害・盗難などにより資産に対し損害を受けた場合の控除です。

### ⑪ 医療費控除

あなたや生計を一にする配偶者及びその他の親族のために、あなたが令和5年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合の控除です。

控除額 = (支払った医療費 - 保険金等で補填される額) - (10万円か総所得金額の5%のいずれか少ない方の金額)

### ⑫ セルフメディケーション税制

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合

控除額 = (支払った医療費 - 保険金等で補填される額) - 12,000円

### ⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者及びその他の親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・介護保険など)で、令和5年中にあなたが支払った保険料がある場合の控除です。支払額の合計がそのまま控除額となります。

(注: 配偶者及びその他の親族の年金から差し引かれた保険料を、あなたの控除として申告することはできません。)

#### ⑭生命保険料控除

あなたが令和5年中に支払った一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料がある場合の控除です。平成24年1月1日以降の新契約分と平成23年12月31日以前の旧契約分とで控除の計算式が違います。申告書裏面の下部の表によりそれぞれ計算し、その合計額が生命保険料控除額となります(最高70,000円)。

#### ⑮地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが令和5年中に支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除です。表により、地震保険料分・旧長期損害保険料分でそれぞれ控除額を計算し、その合計額が地震保険料控除額となります(最高25,000円)。

なお、一つの契約に基づいて地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、納税者の選択により、その契約が地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方にのみ該当するものとして計算します。

	支払保険料の額	控除額
地震保険料	50,000円以下	支払保険料の額 × 1/2
	50,001円以上	一律 25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の額
	5,001円～15,000円	支払保険料の額 × 1/2 + 2,500円
	15,001円以上	一律 10,000円

#### ⑩寡婦・ひとり親控除

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る、以下同様。)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用

上記ひとり親に該当しない方で、夫と死別した単身者又は夫が生死不明な方、夫と離別した単身者で扶養親族を有する方については寡婦控除として控除額26万円を適用

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載がある方は対象外

※表内に記載ある金額については控除額になります。

本人	配偶者関係	死別又は生死不明		離別		未婚	
女性	本人合計所得 5,000,000(円)	以下	以上	以下	以上	以下	以上
	扶養親族:「子」有り	30万円	-	30万円	-	30万円	-
	扶養親族:「子以外」有り	26万円	-	26万円	-	-	-
	扶養親族:無し	26万円	-	-	-	-	-
男性	扶養親族:「子」有り	30万円	-	30万円	-	30万円	-
	扶養親族:「子以外」有り	-	-	-	-	-	-
	扶養親族:無し	-	-	-	-	-	-

#### ⑲勤労学生控除

勤労学生である場合の控除です。なお、令和5年分の合計所得金額が75万円より多い方や、勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けられません。

#### ⑳障害者控除

あなたや、同一生計配偶者・扶養親族(16歳未満の者を含む)が障害者である場合の控除です。

・障害者(身体障害者手帳3級以下の人、精神障害者保健福祉手帳2級以下の人など)→控除額260,000円

・特別障害者(身体障害者手帳1・2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人など)→控除額300,000円

・同居特別障害者(特別障害者のうち、あなたや生計を一にする親族と同居の人など)→控除額530,000円

※同一生計配偶者とは納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)のうち合計所得金額が48万円以下である者をいいます。

## ①配偶者控除

あなたと生計を一にする配偶者の令和5年分の合計所得金額が**48万円以下**で、下記表に当てはまる場合に受けられる控除です。配偶者の氏名、生年月日、個人番号を記入し、同居か別居かを選択した後、下記表に記載の控除額を記入してください。

(注:配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。)

本人の合計所得金額	一般の配偶者控除	老人配偶者控除 (昭和29年1月1日以前に生まれた方)
9,000,000円まで	330,000円	380,000円
9,000,001円から9,500,000円まで	220,000円	260,000円
9,500,001円から10,000,000円まで	110,000円	130,000円
10,000,001円から	0円	0円

## ②配偶者特別控除

あなたの令和5年分の合計所得金額が**1,000万円以下**で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が下記表に当てはまる場合に受けられる控除です。配偶者の氏名、生年月日、個人番号を記入し、同居か別居かを選択した後、下記表に記載の控除額を記入してください。

配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円

## ③扶養控除

あなたと生計を一にする親族のうち、令和5年分の合計所得が**48万円以下**の方がいる場合に受けられる控除です。扶養親族の氏名等を記入し、同居か別居かを選択した後、下記表に記載の控除額を記してください。

一般の控除対象扶養親族	控除額 330,000円	平成20年1月1日以前に生まれた方(16歳以上の方)
特定扶養親族	控除額 450,000円	平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方
老人扶養親族	同居老親等以外	控除額 380,000円 昭和29年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)
	同居老親等	控除額 450,000円 老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であり、あなたや配偶者との同居を常としている方

## ③16歳未満の扶養親族(扶養控除対象外)

あなたと生計を一にする親族のうち、平成20年1月2日以後生まれで、合わせて令和5年分の合計所得が**48万円以下**の方がいる場合に記入してください。

(注:平成24年度から16歳未満の扶養控除は廃止されましたが、市県民税の非課税判定等に必要のため記入してください。)

※日本国外に居住する親族について扶養控除・配偶者(特別)控除・障害者控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」(その親族が年齢30歳以上70歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった親族である場合には、親族関係書類に加えて留学ビザ等書類)及び「送金関係書類」又は「38万円送金書類」(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その和訳文を含みます。)を添付、または提出の際に提示が必要となります。